2　1に伴い、地方法人特別税について、付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人の事業税を課される法人の基準法人所得割額に対する税率を次のとおりとすることとした。

㈠　平成二七年四月一日から平成二八年三月三一日までの間に開始する事業年度に係る法人の事業税と併せて賦課され、又は申告される地方法人特別税　一〇〇分の九三・五（改正前一〇〇分の六七・四）

㈡　平成二八年四月一日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税と併せて賦課され、又は申告される地方法人特別税　一〇〇分の一五二・六

六　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成二七年四月一日から施行することとした。

◇地方交付税法等の一部を改正する法律（法律第三号）（総務省）

一　地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正関係

1　地方交付税の総額の改正（地方交付税法第二条及び第六条並びに特別会計に関する法律第二四条関係）

所得税の収入額に対する地方交付税の率を一・一パーセント引き上げ三三・一パーセントとし、法人税の収入額に対する地方交付税の率を〇・九パーセント引き下げ三三・一パーセントとし、酒税の収入額に対する地方交付税の率を一八パーセント引き上げ五〇パーセントとし、たばこ税を地方交付税の対象税目から除くこととした。

2　地方交付税の総額の特例等（地方交付税法附則第四条及び第四条の二並びに特別会計に関する法律附則第四条、第九条、第一〇条、第一一条及び第一二条の三関係）

㈠　平成二七年度分の通常収支に係る地方交付税の総額については、地方交付税法第六条第二項の額に、地方の税収の状況を踏まえて行う加算及び地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等による加算額六、七〇〇億円、平成二七年度における法定加算額三、九二六億円及び臨時財政対策のための特例加算額一兆四、五二九億三、一七五万円を加算した額から、交付税及び譲与税配付金特別会計借入金償還額三、〇〇〇億円、同特別会計借入金利子支払額一、六一四億円及び平成二〇年度分の地方交付税の総額を確保するため総額の特例として加算した額に相当する額を平成二七年度から平成三八年度までの各年度における地方交付税の総額から減額することとしている額八二七億三、六五〇万円を控除した額とすることとした。

㈡　平成二八年度から平成四二年度までの各年度における地方交付税の総額について、三二億円を加算することとした。

㈢　財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させる地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れの特例を設けることとした。

3　基準財政需要額の算定方法の改正（地方交付税法第一二条、第一三条、附則第五条の二、第五条の三、第六条、第六条の二及び別表関係）

㈠　地方創生に要する経費の財源を措置するため、「地域の元気創造事業費」に加え、当分の間の措置として「人口減少等特別対策事業費」を設けることとした。

㈡　平成二七年度における措置として「地域経済・雇用対策費」を設けることとした。

㈢　子ども・子育て支援新制度の実施、地域包括ケアシステムの構築、国民健康保険への財政支援の拡充、介護保険の一号保険料の低所得者軽減強化、生活困窮者の自立支援に要する経費の財源を充実することとした。

㈣　特別支援教育、私学助成等教育施策に要する経費の財源を充実することとした。

㈤　住民の生活に直結する公共施設の維持補修に要する経費、地方公共団体における情報化施策等の推進に要する経費の財源を充実することとした。

㈥　その他制度の改正に伴って必要となる経費及び地方公共団体の行政水準の確保のために必要となる経費の財源を措置することとした。

㈦　臨時財政対策債への振替額に相当する額を控除した額を基準財政需要額とすることとした。

4　基準財政収入額の算定方法の特例（地方交付税法附則第七条の四関係）

平成二七年度において、東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図る等のための固定資産税の課税免除の措置等による減収額として総務省令で定める額の一〇〇分の七五の額を加算する特例を設けることとした。

5　特定被災地方公共団体に係る基準財政需要額及び基準財政収入額の算定方法の特例（地方交付税法附則第九条の二関係）

平成二七年度において、特定被災地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に関し、必要な特例措置を設けることとした。

6　震災復興特別交付税に関する特例（地方交付税法附則第四条及び第一一条～第一四条関係）

㈠　震災復興特別交付税に充てるため、平成二七年度分の地方交付税の総額に五、八九八億一、八〇五万六、〇〇〇円を加算することとした。

㈡　平成二七年度分として交付すべき普通交付税の総額及び特別交付税の総額の特例を設けることとした。

㈢　平成二七年度震災復興特別交付税額については、東日本大震災に係る復興事業等の実施状況を勘案して、当該額の一部を平成二八年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができることとするとともに、同年度分として交付すべき普通交付税の総額及び特別交付税の総額の特例を設けることとした。

㈣　平成二七年度及び平成二八年度における震災復興特別交付税の額の決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額の特例を設けることとした。

㈤　平成二七年度及び平成二八年度における普通交付税の交付時期ごとに交付すべき額の特例を設けることとした。

二　地方財政法の一部改正関係

公営競技を行う地方公共団体の地方公共団体金融機構に対する納付金の納付制度を五年間延長することとした。（第三二条の二関係）

三　この法律は、平成二七年四月一日から施行することとした。

◇東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の一部を改正する法律（法律第四号）（法務省）

1　この法律の有効期間を平成三〇年三月三一日まで延長することとした。

2　その他所要の規定を整備することとした。

3　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（法律第五号）（内閣府本府）

1　駐留軍用地跡地内の土地の取得の円滑化のための措置

㈠　特定駐留軍用地跡地の指定等

(1)　内閣総理大臣は、沖縄県知事の申出に基づき、アメリカ合衆国から返還されることにより特定駐留軍用地でなくなると見込まれる土地であって、その跡地の利用の推進に必要な公共用地を確保するためその区域内における公有地の計画的な拡大が引き続き必要と認められるものを特定駐留軍用地跡地として指定することとした。（第一八条の二第一項～第四項関係）

(2)　内閣総理大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、沖縄県知事の申出に基づき、遅滞なく、特定駐留軍用地跡地の指定を解除し、又はその区域を縮小することとするとともに、特定駐留軍用地跡地内の全ての土地が当該土地の所有者等に引き渡された場合には、直ちに、その指定を解除することとした。（第一八条の二第五項～第八項関係）